

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 25 日

公益財団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課

紅麴を含む健康食品との関連が疑われる事例について（協力依頼）

厚生労働省において、いわゆる「健康食品」の健康被害の未然防止及び被害発生時の拡大防止のため、「いわゆる「健康食品」・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領」を定め、令和6年3月13日付け健生食基発0313第6号により、いわゆる「健康食品」と健康被害事例の関連が疑われた場合には、管轄の保健所へお知らせしていただくこと等の協力について、周知のお願いをしているところです。

今般、3月22日に紅麴を含む健康食品を取り扱う事業者（小林製薬）より、別紙の通り「紅麴関連製品の使用中止のお願いと自主回収のお知らせ」に関する報道発表が行われ、情報提供及び注意喚起等が行われました。また、大阪市にて、本件に関する調査が行われているところです。

つきましては、当該製品を摂取したことによると疑われる健康被害事例を把握された場合には、管轄の保健所にお知らせいただくとともに、管轄の保健所による調査に対してご協力いただくよう、貴会員への周知等につきお願いいたします。